

第1回 秘密保全法制の批判的検討

—いま、日本に新たな秘密保全法制は必要か?—

日弁連秘密保全法制対策本部事務局長・当会会員 清水 勉 (40 期)

2001年9月11日を境に米国は一気に自由より監視強化の社会に転換した。その象徴が愛国者法*1である。それまでインターネット上のプライバシーと自由を重視していたのを個人情報収集のための便利なツールに変えてしまった。

2011年3月11日。日本の東北・関東太平洋側を襲った大地震と津波。とくに津波による被害は直前まで平穏な日々を送っていた人々の生死を冷酷に切り分け、住んでいた家も街並みも丸ごと飲み込んだ。この大災害をきっかけに日本の社会のありようを考え直す必要がある。だれしもがそう思った。被災者の自立した生活を1日も早く取り戻す方向性には異論はないだろう。

さて、そんな時代に民主党政権は秘密保全法制が必要なのだという。民主党政権前の自民党政権時代から準備を進めていた法案である*2。米国との軍事協定がらみの情報共有を進めるためというところに大きな狙いがある。自民党政権も民主党政権も、「国民は国家の重要な秘密情報を盗んだり敵対国に貢いだりしてしまう怪しい存在だ」と見ているわけだ。米国政府より日本国民の方が信用できない存在らしい。

民主党政権では、2010年9月に発生した尖閣諸島中国漁船衝突の映像が同年11月にインターネット上に流出したことを秘密情報の漏えいと位置づけ*3、仙谷由人官房長官が「秘密保護法が必要だ」と言い

出し、政府内で検討委員会がもたれることになった。その検討委員会で「専門家に相談してみよう」ということになって、2011年1月から秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（委員長：縣公一郎早稲田大学政治経済学術院教授）*4が開催された。この会議の結論（意見書）を受けて秘密保全法制の準備が進められることになったという経緯からして、有識者会議の議論の内容は重要である。

実は、現在でも秘密保全法制はある。国家公務員法、自衛隊法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA法）、刑事特別法*5などである。だから、秘密保全法制の賛否の議論というのは、およそ秘密保全法制に反対するというものではなく（現在の法律の内容にも問題はあがる）、さらに新たな立法が必要なのかという問題になる。本当に足りないのか。そもそも現状はどうなっているのか。そういったことを有識者会議では資料をもとに議論をしたらしい*6。

どんなテーマについて議論したのか。

有識者会議配布資料によると、以下の議論が行われている。総論（秘密保全法制の意義）（第1回）、秘密の範囲（第2回）、秘密の管理（人的管理・物的管理）（第2回、第3回）、罰則・法定刑・司法手続（第4回）、基本的人権の尊重など（第5回）、まとめ（第6回）。

次回以降、隔月でこれらの内容について解説してゆく予定である。

*1：USA PATRIOT Act。9.11直後、米国内はパニックに陥り、米国は国内外のテロリズムと戦うという姿勢を鮮明にし、上下院議会は圧倒的多数で、その目的のために政府当局に強大な権限を付与することを認める法律を成立させた。この法律では、政府は電話やEメール、医療情報、金融情報などの個人情報をも無令状で収集できる。司法当局や入国管理局はテロに関係する行為をとったと疑われる者を国外追放したり無制限に身柄拘束することができる。

*2：昨年12月の総選挙で大勝した自民党は、憲法の大改正を意図した国家安全保障基本法案を提案しており、その3条3項は秘密保全法制を明記している。

*3：海上保安庁が被疑者不特定のまま国家公務員法違反等で刑事告訴し、被疑者が出頭し、2011年1月、東京地検は不起訴処分（起訴猶予）とした。日弁連は「秘密ではないから起訴猶予は不当」とする会長談話を発表した。

*4：委員は以下の4名。櫻井敬子学習院大学法学部教授、長谷部恭男東京大学大学院法学政治学研究科教授、藤原静雄筑波大学法科大学院教授、安富潔慶應義塾大学法科大学院教授。

*5：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法。

*6：「らしい」というのは、議事録が作成されていないため爾後の確認ができないからだ。まさか、議論なしということはあるまい。